

# 不利益処分基準(公表用)

総務部 人事課

法令名	恩給給与規則	法令番号	大正 12 年勅令第 369 号
手続名	恩給受給権調査申立書未提出による支給の停止	根拠条項	第 34 条の 5
処分基準	<p>受給権調査申立書が未提出の場合は、受給権調査申立書が提出されるまでの間、支給が停止されます。</p>		
	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>人事課</p>	<p>交付機関</p> <p>人事課</p>